

(案)

第 2 号様式（第 3 条関係）

大阪市景観重要建造物 指定通知書

年 月 日

大阪市長 様

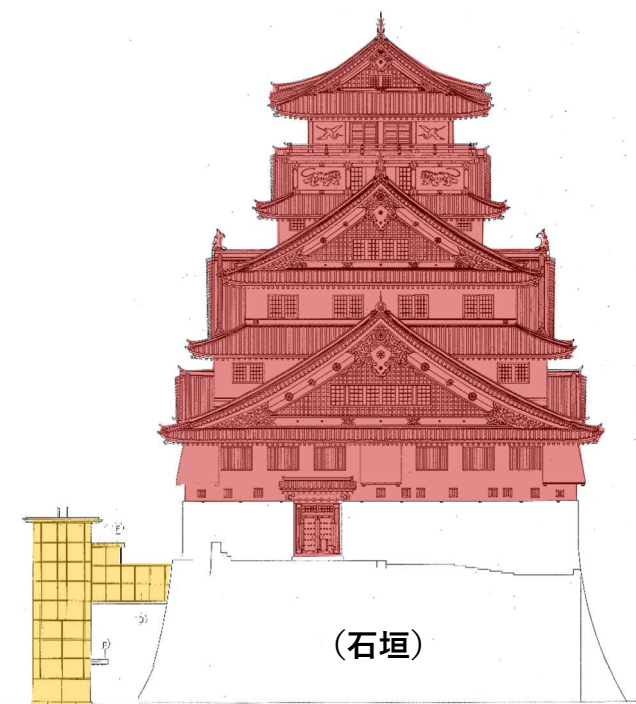
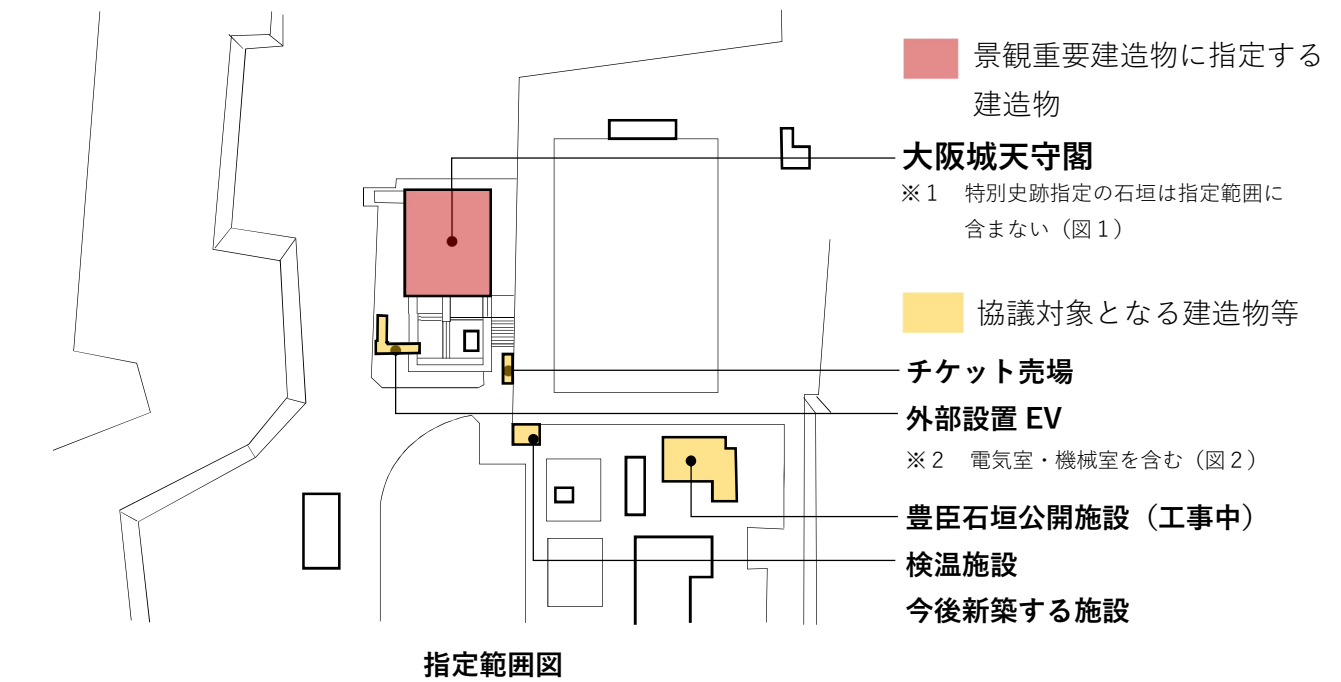
大阪市長

景観法第19条第1項に基づき、次の建造物を景観重要建造物に指定しましたので、同法第21条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	第 1 号
指定年月日	2023 年 月 日
建造物の名称	大阪城天守閣
所 在 地	大阪市 中央区 大阪城 1
所 有 者	大阪市
指 定 範 囲	別添の通り
指 定 理 由	現在の大阪城天守閣は、昭和6年（1931年）に市民の寄付により豊臣秀吉創建時の姿の再建を試みた建造物であり、その外観は90年以上大阪のシンボルとして市民に親しまれ、大阪城公園の深い緑と調和した絶妙な景観を呈しています。 本市では、こうした特徴を有する大阪城天守閣を地域景観の核として保全・継承しながら、地域の良好な景観形成に活用することが、大阪らしい景観を実現する上で非常に重要なことだと考えています。 以上の理由により、大阪城天守閣を景観法に基づく景観重要建造物に指定します。

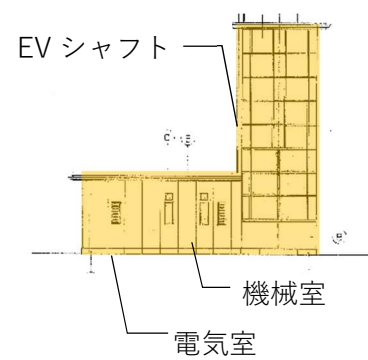
景観重要建造物等の管理の方法の基準等

基準	点検項目及び措置項目	点検周期
(1) 景観重要建造物の外観を定期的に点検すること	外観に関する構造上主要な部分、屋根、外壁、その他外観の形態意匠や外構等	1年
(2) 消火器の設置その他の防火上の措置を講ずること	消防法上必要な防火上の措置	
(3) 景観重要建造物を損傷するおそれのある当該景観重要建造物の敷地内の樹木について、伐採その他の必要な措置を講ずること	景観重要建造物を損傷するおそれのある当該景観重要建造物の敷地内の樹木に対する伐採その他の必要な措置	
(4) その他（附属施設）	建築物や工作物等の新築、増築、外観変更をする場合は、あらかじめ本市と協議の上、景観重要建造物と調和する措置を講ずること	



※特別史跡指定の石垣を指定範囲に含まない

図1



※電気室・機械室を協議
対象に含む

図2